

# 食品衛生情報 ふくおか

発行所  
公益社団法人 福岡県食品衛生協会  
電話 092-472-4803 FAX 092-472-6613  
e-mail:honbu3@fukuokaken-shokkyou.jp

令和3年7月26日(月) 令和3年度第4号  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目 19-17  
トーカン博多第5ビル 705号  
ホームページ: <http://www.fukuokaken-shokkyou.jp>

## ～8月は食品衛生月間です～

令和2年に全国で発生した食中毒事件は887件、患者数は14,613人、死者数は3人でした。特に夏期は、例年、カンピロバクター・ジェジュニ/コリ、腸管出血性大腸菌、ぶどう球菌といった細菌による食中毒が多く発生しており、大規模な食中毒事例もしばしば報告されています。

このような状況の中、県民が健康で安心できる食生活を送るためには、食品等事業者はもとより、県民に対する食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進並びに食品等事業者のコンプライアンスの徹底を通じた食の安全の確保を図ることが必要不可欠です。

このため、食品衛生思想の普及・啓発等のさらなる推進を目的に、厚生労働省は、8月を「食品衛生月間」と定め、関係事業を実施します。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年実施していた「食中毒予防シンポジウム」は中止とし、その他の実施事項についても感染拡大防止に最大限配慮した上で実施することとします。

○実施期間：令和3年8月1日(日)から同月31日(火)まで

○行政の主な実施事項

- ・報道機関への情報資料の提供
- ・食中毒多発業種に対する衛生教育及び監視指導の強化
- ・街頭キャンペーンの実施 など

○(公社)福岡県食品衛生協会及び各支所の主な実施事項

- ・広報用印刷物、物資等の配布(ポスター、チラシ、うちわ等の配布)
- ・食品衛生指導員による営業施設に対する指導等
- ・街頭キャンペーンの実施 など

## ～ あんしんフード君(総合食品賠償共済)共済金支払い事例(第2回) ～

(出典：食と健康 2021年6月号)

原因 (病因物質等)	事故発生日	支部 支所	業種	年間掛金	事故の概要	被害者数	支払い共済金
				休業掛金			
不 明	令和2年 6月5日	宮城県 石巻	食 品 製 造 業	46,500円	出荷した生食用のクジラ肉による食中毒。各種費用にて商品の回収費用及び返金費用が支払われた。入院1名	31名	624,060円
			食 料 品 販 売 業	3,000円			店舗休業補償金：5,600,225円 特別費用：622,429円 生産物自体の損害：1,280円 リコール費用：86,713円 合計：6,934,707円

「休業補償特約」は、営業施設で食中毒・感染症の発生による休業や営業を阻害されたことによる損失を補償する特約です。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の発生に伴う支払いが増加し、計約1億4000万円が支払われました。

今回は、販売したクジラ肉による食中毒が発生して休業し、高額な休業補償金が支払われた事例を紹介します。休業期間15日に対して約560万円が休業補償金として認定されましたが、実際には約920万円の損失がありました。正しい売上高で加入されていなかったため、大幅に減額されての支払いとなりました。

このように減額支払いとなったのは162件中45件で、認定できなかった損害額は約7000万円にも及びます。

必要に応じた補償にご加入いただくことはもちろんですが、新型コロナの影響で「休業補償特約」の需要が高まる中、経営を維持するためにも正しい内容でご加入ください。

**あんしんフード君**・**スーパーあんしんフード君**への加入については、[www.n-shokuei.jp/kyousai/anshin\\_food.html](http://www.n-shokuei.jp/kyousai/anshin_food.html)でご確認ください。

# ～食品衛生責任者養成講習会 (eラーニング開催)のご案内～

公益社団法人福岡県食品衛生協会では、「食品衛生責任者養成講習会」として、これまで開催してきた「会場集合方式による講習会」に加え、本年7月から新たに「eラーニング方式による講習会」を開催します。

この「eラーニング方式による講習会」は、公益社団法人日本食品衛生協会が提供する「日本食品衛生協会eラーニングサービス」を使用し、本講習会を修了することにより、当協会が開催する「会場集合方式による講習会」と同じ「修了証明書」を発行します。

## 【受講資格】

- 福岡県内（北九州市・福岡市を除く）の飲食店や食品を製造・販売する施設に勤務している方
- 飲食店や食品を製造・販売する施設に勤務していない方で、福岡県内（北九州市・福岡市を除く）に居住している方〔学生を含む〕

※当協会の管轄区域以外（北九州市・福岡市および福岡県外）の飲食店や食品を製造・販売する施設に勤務している方は、「当協会のeラーニング方式による講習会」を受講できませんのでご注意ください。

## eラーニング方式による講習会とは

インターネットを使用し、パソコン、タブレット、スマートフォン等で動画等を視聴することで必要な知識等を習得する学習形態のことです。

インターネット環境が整っていれば、受講者はこれらのデバイスを使用し、職場に限らず自宅や通勤時間等を利用して計画的に受講することができます。

※当協会が提供する「eラーニング方式による食品衛生責任者養成講習会」は、ログイン時や講義・テスト中など随時、顔認証を行います。受講者は カメラ付きのパソコン、タブレット、スマートフォンを使用しなければ受講できませんのでご注意ください。（デスクトップPCに外付けのPC用カメラを取り付けて受講することも可能です。）

## 講座概要

- ・ 講習会名：公益社団法人福岡県食品衛生協会「食品衛生責任者養成講習会（eラーニング）」
- ・ 配信形式：ビデオ（第1章 食品衛生学 第2章 食品衛生法 第3章 公衆衛生学）  
※各章及び最後にテストがあり、すべてのテストに合格しなければ、修了できません。
- ・ 標準学習時間：約6時間
- ・ 受講可能期間：30日間

## 受講料・受講申込み

受講料：10,000円（税込）《公益社団法人日本食品衛生協会が収納代行します》  
お支払方法：クレジットカードおよびコンビニエンスストアから選択できます。

## テキストの発送

受講者には、申込完了後、学習テキストとして「食品衛生責任者ハンドブック」を送付します。

## 修了証明書の発行

受講修了者には「食品衛生責任者養成講習会修了証明書」を公益社団法人福岡県食品衛生協会が発行し、各支所から発送します。

※ 詳しくは、当協会HPをご覧ください。

<http://www.fukuokaken-shokkyou.jp/>